

PF-UA 会則

第1章 総則

第1条 本会は、PF ユーザーアソシエーション（以下、「PF-UA」という）と称し、高エネルギー加速器研究機構・物質構造科学研究所・放射光実験施設フォトンファクトリー（以下、「PF」という）のユーザーを代表する団体である。

第2条 本会は、PF における研究活動を一層推進するために、PF に対して、施設の整備、運用、利用に関する提案を行い、PF との意思疎通、会員相互の交流・意見交換、ならびに利用の円滑化を図るとともに、PF の次期計画を推進することを目的とする。

第3条 本会は、その目的を達成するために以下の活動を行う。

1. 会員相互の意見・情報交換。
2. 施設利用に関する要望の取りまとめと PF への提言。
3. PF シンポジウム等の学術的会合の開催。
4. PF の施設整備・高度化に関する提言と推進。
5. PF のさまざまな活動に対する提言と協力。
6. PF の成果を広く伝え、社会からのサポートを得るための活動。
7. PF を支える人材の育成。
8. その他、運営委員会で適当と認められた事項。

第4条 会則の実行に必要な細則は、運営委員会の議によって定め、総会に報告される。

第2章 会員

第5条 会員は、正会員と賛助会員からなる。KEK の共同利用者支援システム（以下、「KRS」という）において、PF のユーザーとして登録した者もしくは本会の活動に関心を持つ者（KRS から入会の申請をした者）が正会員となる資格を有する。正会員の有効期間は、会員登録から 5 年が経過した後の年度末とする。但し、PF のユーザーとして登録した者が学生の場合の有効期間は、翌年度の 4 月 30 日までとする。なお、正会員の有効期間は、ユーザー登録の更新により、自動的に更新される。

二. 賛助会員の資格については、細則に定める。

第6条 前条の本会の活動に関心を持つ者は、運営委員会が承認することにより、会

員登録される。

第7条 正会員は、本会に届け出ることにより、退会することができる。

第8条 会員の個人情報の管理は、KEK の個人情報管理に準じて行う。詳細は細則に定める。

第3章 会長、運営委員、幹事

第9条 本会に会長をおく。会長は、細則に定める方法により、運営委員会が KEK 職員以外の正会員（以下、「機構外正会員」という）の中から適任者を推薦し、正会員が選挙して決める。

第10条 会長は本会を代表し、会務を総理し、総会、運営委員会、幹事会を召集する。

第11条 本会に、機構外正会員で構成される 25 名の運営委員（以下、「機構外運営委員」という）と KEK 職員で構成される 5 名の運営委員（機構内運営委員）からなる運営委員会をおく。運営委員は、細則に定める方法によって選出される。

第12条 本会に数名の幹事をおく。幹事は、機構外正会員の中から会長によって指名され、運営委員会の承認を経て選任される。

第13条 幹事は、運営委員会の決定に基づいて、庶務、会計、行事、編集・広報、戦略・将来計画、推薦・選挙管理、共同利用、教育、その他を担当する。幹事は、運営委員会のもとにおかれる小委員会の委員長となり、運営委員会に出席し、それらの業務に関する報告と提案を行う。

第14条 運営委員は、庶務、行事、編集・広報、戦略・将来計画、推薦・選挙管理、共同利用、教育担当、その他の小委員会に所属する。

第15条 会長の任期は 3 年とし、重任することはできない。運営委員の任期は 3 年とし、重任を妨げない。幹事の任期は 3 年とし、重任を妨げない。任期は 4 月 1 日に始まる。

第4章 総会、運営委員会、幹事会

第16条 総会は、年1回開催され、本会の基本方針を決定する。総会は会長が招集し、議長は会員の互選による。

第17条 総会の議題は、会長が提出する。総会での議決は、出席正会員の過半数による。また、可否同数の場合は議長が決める。

第18条 総会の定足数は、正会員数の1/50とする。ただし、出席は委任状を以て代える事ができる。

第19条 運営委員会は、総会の決定した基本方針に基づき、本会の運営方針を決定し、その実行を会長および幹事、小委員会に委嘱する。

第20条 幹事会は、会長および幹事からなり、本会の運営のための実務を審議し実行する。幹事会は会長が招集し、議長は会長が務める。

第5章 ユーザーグループ

第21条 ユーザーグループは、研究分野・研究手法等を共通とする研究者から構成され、下記の活動を行う。ユーザーグループは、その設立趣意書を共同利用小委員会に提出することで、運営委員会の協議を経て、設置が認められる。

1. 当該分野の研究者コミュニティのPFにおける共同利用や将来計画等について具体的に検討して意見を集約する。共同利用幹事を通じて、その結果を運営委員会に上げ、PFに提言する。
2. 推薦・選挙管理幹事からの依頼により、運営委員等の推薦を行う。
3. その他、運営委員会が必要と認めた業務を行う。

第22条 ユーザーグループは、前条の活動の他、PFとの協議により、必要に応じて、ユーザーグループ運営ステーションおよびユーザーグループ運営装置を担当する。

第23条 各ユーザーグループは1名の代表者を選出する。代表者の選出方法・任期については各ユーザーグループが独自に決める。また、構成員名簿の維持管理についても各ユーザーグループが行う。ユーザーグループは5年ごとにその活動の目的、方針を検討し、共同利用幹事を通して、運営委員会に活動報告と継続・改編の申請を行う。

第24条 ユーザーグループの統廃合については、細則に定める。

第6章 会計

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第26条 本会の収支決算は、運営委員会において承認され、また総会に報告されなければならない。

第27条 会費の年額等は、運営委員会の議を経て総会での議決によって定める。

第7章 会則の変更

第28条 会則の変更は、運営委員会の議を経て、総会における議決によって行う。

付則：この会則は平成24年4月1日より施行する。なお、PF-UAは平成24年4月1日に設立された。

改正 平成25年3月13日

改正 平成28年3月16日

改正 平成29年3月15日

改正 平成31年3月13日

細則

第1章 会員

第1条 PF のユーザーとして登録した者は、本人からの辞退の申し出があった場合を除き、正会員となる。

第2条 会員の個人情報（以下、「会員情報」という）は、本会の円滑な運営のために収集し、管理し、利用する。

二. 収集・管理する会員情報は、会員の氏名、所属、職位、メールアドレス、KRS 登録番号とする。

三. 会員情報の管理責任者として、個人情報管理責任者を定める。個人情報管理責任者は会長がその任を負う。

四. 会員情報の維持管理業務は庶務幹事が行う。

五. 会員情報の利用業務は事務局が行う。

六. 会員情報の利用は会則第3条に規定された活動と PF-UA の運営に目的を限る。

七. 会員情報が記録された媒体は施錠保管するものとする。

八. 個人情報管理責任者は個人情報管理に関する適切な啓蒙・教育活動を行う。

九. 会員情報は第三者に提供しない。

第3条 正会員の会費は無料とする。特定の事業を規定して、正会員からの寄付を受け付ける。

第4条 賛助会員は、PF における放射光科学の推進に賛意を持つ民間の企業または団体とする。賛助会員の年会費は1口 10,000 円とする。

第5条 賛助会員の有効期間は当該年度の年度末とする。

第2章 運営委員、会長の選出

第6条 運営委員の選出は次の方法による。

機構外運営委員は、会長の指名する幹事のもとに構成される推薦・選挙管理小委員会が管理する選挙において、正会員によって、機構外正会員の候補者の中から選出される。

候補者は、以下の方法で選出される。

1. ユーザーグループからの推薦（各ユーザーグループ 1 名以内の推薦が行える）。
2. 運営委員会委員からの推薦（各委員 1 名以内の推薦が行える）。

3. 3名以上の正会員からの推薦（1名の正会員が推薦できるのは1名とする）。

4. 会長による推薦。

二. 前項で選出された候補者について正会員による25名連記の投票を行い、上位25名が次期の機構外運営委員に選出される。ただし、票数が同じ場合は、年齢の若い正会員を運営委員とする。投票に際しては、推薦・選挙管理小委員会は氏名、所属、身分を明らかにして候補者を公示する。また、投票前に、候補者に対して、候補者としての承諾を得る。なお、任期中に運営委員が欠員となった場合は、次点以下を上位順に繰り上げて選出する。ただし、票数が同じ場合は、年齢の若い正会員を運営委員にする。

三. 機構内運営委員は、PFの実験施設長が推薦する5名とする。

第7条 会長は以下の方法で選出される。

1. 推薦・選挙管理幹事は推薦・選挙管理小委員会を招集し、現会長任期満了1年半前に運営委員会に対して、次期会長候補者推薦の要請を行う。

2. 運営委員会は、機構外正会員の中から次期会長候補者1名ないしは若干名を推薦・選挙管理小委員会に推薦する。推薦・選挙管理小委員会は被推薦者に候補者となる承諾を得たのち、次期会長候補者を正会員に公示し、同小委員会が管理する正会員の選挙により、次期会長を決する。候補者が1名の場合は信任投票として、投票総数の過半数をもって信任とする。

3. 会長が任期中に何らかの事由により欠員となった場合は、推薦・選挙管理小委員会の要請のもと、運営委員会は速やかに後任の会長選出の手続きを進める。

第8条 次期会長は、幹事会、運営委員会、戦略・将来計画小委員会に参加し、PF-UA運営の引き継ぎを行う。

第3章 小委員会

第9条 運営委員会のもとに、庶務小委員会、行事小委員会、編集・広報小委員会、戦略・将来計画小委員会、共同利用小委員会、推薦・選挙管理小委員会、教育小委員会、その他の必要な小委員会を設ける。運営委員は、いずれかの小委員会に所属し、それぞれの活動を担当する。2つ以上の小委員会に所属することは妨げない。また、必要に応じて、各小委員会は、運営委員以外の正会員を委員にすることができる。各小委員会は、活動を定期的に運営委員会に報告するとともに、年度ごとの事業内容を総会およびPFニュース等で報告する。

第10条 庶務小委員会は、会員名簿の維持管理、会員への情報伝達、事務局の業務、およびPF-UAの活動に必要な庶務を統括する。

第11条 行事小委員会は、研究成果発表と会員相互の交流を目的とした各種の学術的会合や講習会等を企画し、実施する。また、編集・広報小委員会と協力して、PF シンポジウムの企業展示・広告を企画する。委員長は、PF シンポジウム、量子ビームサイエンスフェスタ、放射光学会等の学術的会合の実行委員等を務める。

第12条 編集・広報小委員会は、PF ニュース等を利用した情報発信を行う。また、PF・UA の賛助会員の拡大のため、広報媒体における企業展示・広告を企画する。委員長は、PF ニュースの編集副委員長を務める。

第13条 戦略・将来計画検討小委員会は、PF の共同利用体制およびビームライン整備等に関するPF の戦略について、必要に応じて討議し、運営委員会の承諾を得てPF に提言する。また、PF の次期計画について、PF と協力・連携してロードマップ等の作成に関与し、運営委員会の承諾を得て、IMSS およびKEK に提言する。

第14条 共同利用小委員会は、より効率的により優れた研究成果を創出するため、ユーザーの声を集めて、PF に提案することを目的に活動を行う。また、ユーザーグループと連絡をとり、ユーザーグループに関する案件を扱う。

第15条 推薦・選挙管理小委員会は、運営委員選挙および次期会長選挙の実施に関わる事項を担当する。

第16条 教育小委員会は、PF を利用した教育プログラムについての検討を行う。また、若手研究会、講習会等をPF および行事小委員会と共同して開催する。

第17条 各小委員会は、必要に応じて合同で開催することができる。

第4章 ユーザーグループ

第18条 各ユーザーグループの代表者をもってユーザーグループ代表者会議を構成する。ユーザーグループ代表者会議は会長が招集する。

第19条 ユーザーグループの統廃合の申請は、統合趣意書を共同利用委員会に提出し、共同利用小委員会で検討の後、幹事会の協議を経て承認される。

第20条 共同利用幹事は、発足後5年目を迎えるユーザーグループに対して、期限の半年前に、活動報告書と継続申請書の提出を求める。また、必要に応じて、統

合の検討を促す。

第5章 総会

第21条 総会は、年1回開催される。

第22条 会長は、総会の日時、場所、および議題を、開催期日の2週間前までに会員に通知しなければならない。

第6章 その他

第23条 運営委員会、幹事会、各小委員会は、メール会議およびテレビ会議による議事および議決も可とする。

第7章 事務局

第24条 事務局は、高エネルギー加速器研究機構内（茨城県つくば市大穂1-1）に置く。

付則：この細則は平成24年4月1日より施行する。なお、PF-UAは平成24年4月1日に設立された。

改正 平成25年3月13日

改正 平成28年3月16日

改正 平成29年3月15日

改正 平成31年3月13日